

ひたちおおたで起業しよう！

新規起業 事業費補助金

常陸太田市では、市内で新規起業しようとする方に対して対象経費の一部を補助します。

対象経費の
1/2

1年最大
50万円

最長
3年間

- ・人件費
- ・申請書類作成等の経費
- ・施設借入費
- ・設備費（備品はリース等に限る）
- ・原材料費（試供品製作等に限る）
- ・知的財産等関連経費
- ・マーケティング調査費
- ・謝金
- ・旅費
- ・広報費
- ・委託費

対象経費



新規起業事業費補助金ホームページ

詳しくは、裏面をご覧ください ⇨



常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住所：茨城県常陸太田市金井町 3690

TEL：0294-72-3111（内線 621・622）

新規起業支援事業

常陸太田市

常陸太田市では、市内で新規起業しようとする方等に対して経費の一部を補助します。

1 対象者

市内に住所を有する個人かつ本市に3年以上居住し事業を継続しようとする方で、市内において起業しようとする方、又は市内で起業し3年に満たない方

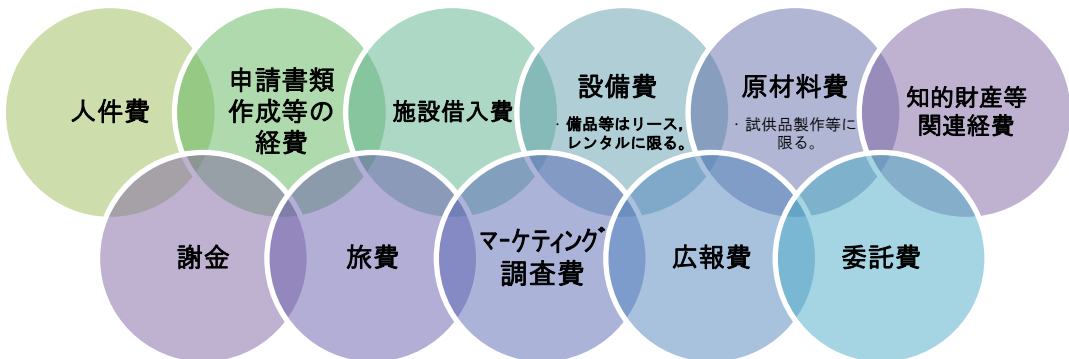
- ・20歳以上の方
- ・市税等を滞納していない方
- ・反社会的勢力と関係がない方

2 対象事業

市産業の振興・雇用の創出に寄与する事業

※農業、林業、漁業、無店舗小売業、金融業、保険業の一部、医療・福祉業の一部、サービス業の一部（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制の対象となるもの等）を除きます。

3 対象経費



※他の公的機関から補助金等を受ける場合は対象となりません。
※補助金交付決定前に支払われた経費は補助対象経費となりません。

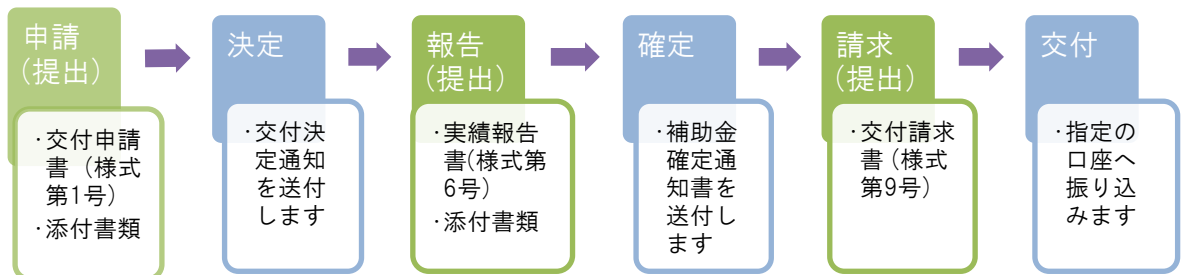
4 補助額

対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
一補助対象事業あたり年度ごとに50万円上限

5 補助期間

最長3年度間 ※年度ごとの申請手続きが必要です。

6 申請方法



※実績報告は事業完了後30日以内、または年度末日のいずれか早い日までに提出してください。

7 その他

- ①不正な行為や補助金の目的外使用等、事業の変更・中止があった場合は、補助金の取り消しや返還となることがあります。
- ②必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります。（関係書類等は5年間保管をお願いします。）
- ③市が事業者の名称や事業概要等を公表することがあります。また、補助を受けた方に事業成果を発表していただく場合があります。

《提出先・問い合わせ先》 常陸太田市役所 商工観光部 商工振興・企業誘致課
TEL：0294-72-3111（内線621・622） FAX：0294-72-0288
E-MAIL：yuchi@city.hitachiota.lg.jp